

目的

令和2年4月1日施行

『適地適木の造林と適時適切な保育、伐採等により、**森林の4機能(森林資源生産、防災、生物多様性保全、レクリエーション)**を高度に発揮させる』ことで、「森林がもたらす恵沢を享受し、森林と人との良好な関係を永続的に築き続ける」ことを目指す。

(第1条、第2条)

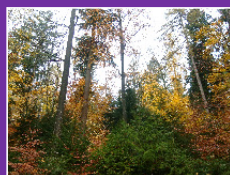
基本的施策等

目指すべき森林 (第10条)

○森林環境の維持向上のために県内の森林を次の森林のいずれかへ誘導

①恒続林

地域の特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢及び高さの状態が存在し、適時かつ適切な方法による保育及び択伐による継続的な木材生産により環境が維持される森林



②適正人工林

スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木が同程度の樹齢及び高さの状態が存在し、適時かつ適切な方法による保育により環境が維持される森林であって、木材生産を主目的とするもの



③自然林

スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木と地域の特性に応じた種類の樹木が混交する森林であって、自然の遷移により環境が維持されるもの



④天然林

地域の特性に応じた種類の樹木が自然に生成することにより環境が維持される森林

森林の4機能の発揮等の措置

○県が講じる施策

森林資源生産

森林資源の持続的供給のための生産活動促進及び地球温暖化防止のための間伐材等の供給促進 (第11条)

防災

災害の発生防止又は軽減のための森林施業促進及び災害関係情報共有 (第12条)

生物多様性保全

生物多様性の保全及び自然環境の持続的保全のための森林整備及び保全促進 (第13条)

レクリエーション

レクリエーション、スポーツ、教養文化活動等を目的とした森林利用促進 (第14条)

森林の4機能等の理解を深めるための森林環境教育の推進 (第15条)

○森林所有者等の義務

・間伐木を残置するときは適切に処理 (第16条)

・適切な方法による皆伐、皆伐跡地の確実な更新を確保 (第17条)

奈良県フォレスター (第18条)

○森林環境の維持向上に関する専門的職員として奈良県フォレスター(奈良県職員)を設置

○奈良県フォレスターは、森林環境の維持向上に関する事務(森林誘導、普及指導、巡視等)に、市町村職員と連携して取組

地域森林計画に定める事項等 (第19条)

○地域森林計画、市町村森林整備計画に、森林の4機能を持続的に発揮させる事項を規定